令和 3 年 8 月 10 日

第 8 回

議 事 録

小国町農業委員会

令和３年第８回小国町農業委員会議事録

１．開催日時　　令和３年８月１０日（火）午後１時３０分から

２．開催場所　　おぐに町民センター　３０１号室

３．出席委員（農業委員８名　　計８名）

会　　長		松岡　克明
会長職務代理者	１番	石松　雄平
委　　員	２番	梅木　美代
	３番	穴井　英雄
	４番	飯沼　由彦
	５番	宮﨑　博美
	６番	佐藤　仲子
	７番	穴井　千年
農地利用最適化推進委員		松本　和昭
		河津　有隆
		時松　達也
		宮﨑　徳雄

４．欠席委員

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　議案第２号番号１　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）

第４　　議案第２号番号２　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）

第５　　議案第２号番号３　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）

第６　　議案第３号番号１～番号３　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　宮崎　智幸

事務局職員　　波多野　裕

７．会議の概要

事務局長　　ただ今から、令和３年第８回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議　　長　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　　それでは、議事録署名委員は、１番石松雄平委員、７番穴井千年委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議　　長　　日程第2　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案書の1ページをお開きください。「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める。令和3年8月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第1号番号1です。土地の所在は、大字下城字〇〇番地から大字下城字〇〇番地の 4 筆です。土地の地目は、字〇〇番地と字〇〇番地の 2 筆が、登記簿田、現況田です。後の 2 筆、字〇〇番地と字〇〇番地が、登記簿田畑、現況畑です。田 2 筆の合計面積は、2,539 ㎡と畑 2 筆合計面積は 2,737 ㎡で、田 2

筆と畑2筆の合計面積は5,276㎡です。権利の種別は、3条有償移転となります。譲り渡し人と、譲り受け人は記載の通りです。申請事由としましては、農業経営規模拡大を目的とした所有権移転となります。備考欄には、対価が記載されています。詳しくは、別冊資料1の1ページに許可申請書の写しが付けてあります。2ページが権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧の状況が記載されています。自作地の農地面積は、田が10,528㎡で、畑が1,748㎡です。3ページが作付け予定の作物別の作付け面積と、農機具の所有状況、農作業に従事する者の状況が記載されています。4ページには、権利取得者との関係とその者の農作業の従事状況と、権利を取得しようとする者又はその世帯員の権利取得後における経営面積の状況が記載されています。5ページの7に周辺地域との関係、6ページには、地域との役割分担の状況が記載されています。7ページから10ページに登記簿謄本の写しを付けてあります。抵当権が設定されていますが、今回審議をするうえで譲受者が3条の要件に適合しているかで判断することになります。11ページに申請地の集成図が付けてあります。12ページが字図です。続きまして13ページと14ページが航空写真です。申請地は、この赤く囲った部分です。15ページと16ページが委員さん達との現地立会の写真です。説明は以上です。

議　　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、宮﨑博美委員から報告をお願いします。

５　　番　　8月2日に私と松岡会長、下城地区推進委員の2名、事務局2名で現地を確認しました。現地は、管理がされている農地でした。前回の農地についても気になっていましたので、〇〇〇さんが確認書を持ってきた時に営農を本当にやっていくのか聞きましたところ、しっかり営農をやって抵当権のことも面倒見ますということでした。営農をやっていくと本人が言いますので、それ以上こちらも言うことがありませんでした。〇〇〇の件もありますので皆さんのご審議の程よろしくお願いします。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

７　　番　　〇〇〇さんは、〇〇〇で売買がありましたが、現在は何を作付けされていますか。

事務局長　　一部は、こんにゃく芋を作付けされています。

３　　番　　今まで田んぼは、管理されていましたか。

事務局長　　草刈りをされて管理されています。一部作付けをされています。

１　　番　　特に意見はありませんけど、地元の方の意見が聞きたいです。

時松推進委員　　〇〇〇さんは、〇〇〇を活用して管理をして頂いています。正直に言いまして集落の方皆が自分の農地を荒らさないようにするのが手一杯の状況です。現在、〇〇〇さんと連絡を取ることが難しい状況で、このまま〇〇〇さんの農地として残しても管理ができない状況になります。私たち集落の人からしたら連絡が取れ管理ができる人に所有権が移転される方が望ましいと思っています。

１　　番　　一つ提案です。荒れたりしますと地元の方の営農の支障になると思いますが、法の制約がありません。なので中山間補助金の計画に入れると指導ができると思います。計画に入れてはどうでしょうか。

時松推進委員　　今は、中山間補助金の計画には入っていません。ただ水の権利関係があり、田んぼに戻せない状況です。中山間補助金の計画に入れるのは難しいと思います。

５　　番　　ここが作付けされていなかったら農業委員会が確認をするのですか。

事務局長　　まずは、地元の方から言って頂く事になります。それでも状況が変わらない場合は、農業委員会が動くことになります。

３　　番　　地元で買う人はいませんでしたか。

時松推進委員　　地元で相談しましたがいませんでした。〇〇〇さんから農地売買の話が出まして、集落で〇〇〇さんの農地を買う人がいないか話し合いをしました。しかし、集落の人で農地を買う人はいませんでした。

議　　長　　それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（　全　員　賛　成　）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第 1 号は原案の通り決定しました。

議　　長　　次に、日程第 3　議案第 2 号番号 1「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転の農地利用集積計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長　　議案書の 3 ページをお開きください。「農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」（所有権移転）農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 3 年 8 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 2 号番号 1 です。土地の所在は、大字上田字〇〇番地、地目は登記簿田、現況田です。土地の面積は、449 ㎡です。所有権を移転する者と、所有権を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水田、売買価格は記載の通りです。あと移転の時期、支払方法、支払い期限日いては記載の通りです。詳しくは、資料 1 の 18 ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回は、個人から公社の方に所有権移転をするというものです。19 ページ、20 ページが登記簿謄本の写しです。21 ページが字図になります。22 ページが航空写真です。申請地は、赤く囲った部分です。23 ページが委員さん達との現地立会時の写真です。説明は以上です。

議　　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、宮﨑博美委員から報告をお願いします。

５　　番　　8月2日に私と松岡会長、上田地区推進委員の2名、事務局2名で現地を確認しました。現地は、基盤整備がされた農地でした。農業公社を通して地元の担い手に所有権移転されるということなので、問題ないかと思います。皆さんのご審議の程よろしくお願いします。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

３　　番　　ここは何を作付けされるのですか。

事務局長　　新たな農業者の議案があがってきたら、何が作付けされるかわかります。

議　　長　　それでは、採決いたします。議案第2号番号1の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（　全　員　賛　成　）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第2号番号1の原案について同意することを決定します。

議　　長　　次に、日程第4　議案第2号番号2「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の農地利用集積計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案書の3ページをお開きください。「農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」（所有権移転）農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年8月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号2です。土地の所在は、大字上田字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田です。土地の面積は、487㎡です。所有権を移転する者と、所有権の移転を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水田で、売買価格は記載の通りです。あと移転の時期、支払方法、支払い期限については記載の通りです。詳しくは、

資料1の24ページの農地利用集積計画書をご覧ください。この案件も個人から公社の方に所有権移転をするというものです。25ページと26ページが登記簿謄本の写しです。27ページが字図になります。28ページが申請地の航空写真で、赤く囲った部分です。29ページが委員さん達との現地立会時の写真です。説明は以上です。

議　　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、宮﨑博美委員から報告をお願いします。

５　　番　　8月2日に私と松岡会長、上田地区推進委員の2名、事務局2名で現地を確認しました。番号1と同じく現地は、基盤整備がされた農地でした。番号1と隣接している農地です。農業公社を通して地元の担い手に所有権移転されるということなので、問題ないかと思います。皆さんのご審議の程よろしくお願いします。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問、意見なし）

議　　長　　それでは、採決いたします。議案第2号番号2の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（　全　員　賛　成　）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第2号番号2の原案について同意することを決定します。

議　　長　　次に、日程第5　議案第2号番号3「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の農地利用集積計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案書の3ページをお開きください。「農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」（所有権移転）農

業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年8月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号3です。土地の所在は、大字上田字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田です。土地の面積は、2,700㎡です。所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水田で、売買価格は記載の通りです。移転の時期、支払方法、支払い期限については記載の通りです。詳しくは、資料1の30ページ農地利用集積計画書をご覧ください。この案件も個人から公社の方に所有権移転をするというものです。31ページと32ページが登記簿謄本の写しです。33ページは、字図になります。34ページが申請地の航空写真です。35ページは、委員さん達との現地立会時の写真です。説明は以上です。

議　　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、宮﨑博美委員から報告をお願いします。

５　　番　　8月2日に私と松岡会長、上田地区推進委員の2名、事務局2名で現地を確認しました。現地は、管理がされている農地でした。農業公社を通して地元の担い手に所有権移転されるということなので、問題ないかと思います。皆さんのご審議の程よろしくお願いします。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

７　　番　　番号1と2の売買単価より低いようですが、場所は良くないのでしょうか。

事務局長　　番号1と2は基盤整備がされている農地ですが、この番号3は未整備の農地になります。

議　　長　　それでは、採決いたします。議案第2号番号3の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（　全　員　賛　成　）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第 2 号番号 3 の原案について同意することを決定します。

議　　長　　次に、日程第 6　議案第 3 号番号 1 から番号 3「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長　　議案書の 4 ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」（利用権貸借）農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 3 年 8 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 3 号番号 1 です。土地の所在は、大字下城字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田で、土地の面積は、1,447 ㎡です。内容としましては、再設定になります。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は水稲、期間は 5 年、1 筆当たりの賃借料は、記載の通りです。詳細につきましては、別冊資料の 36 ページをお開きくだい。利用権の設定を受ける者の農業経営状況が記載されています。

続きまして番号 2 です。土地の所在は、大字西里字〇〇番地から〇〇番地です。合計 3 筆です。地目は、3 筆共に登記簿田、現況田で、土地の面積は、合計で 4,080 ㎡です。内容としましては、再設定で解除条件付きの利用権設定になります。利用権を設定する者と、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、野菜、期間は 5 年、1 筆当たりの賃借料は、記載の通りです。詳細につきましては、別冊資料の 37 ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の農業経営状況が記載されています。

続きまして番号 3 です。土地の所在は、大字西里字〇〇番地から〇〇〇番地です。合計 2 筆です。地目は、2 筆共に登記簿田、現況田で、土地の面積は、合計で 3,510 ㎡です。内容としましては、再設定で解除条件付きの利用権設定になります。利用権を設定する者と、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、野菜、期間は 5 年、1 筆当たりの賃借料は、記載の通りです。詳細につきましては、別冊資料の 38 ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の農業経営状況が記載され

ています。今回の 3 件については、設定を受ける者の要件は、農用地の全て効率的に耕作する事、農作業に常時従事する事についての要件はクリアしております。説明は以上です。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

１　　番　　再設定なので問題はないと思いますが、番号 2 と 3 は賃借料の単価が高いのでハウスが建っているのでしょうか。

事務局長　　ハウスが建っています。

１　　番　　番号 2 と 3 は、解除条件付きということですが要件はクリアしていますか。

事務局長　　要件は、クリアしています。

議　　長　　それでは、採決いたします。議案第 3 号番号 1 から番号 3 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（　全　員　賛　成　）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第 3 号番号 1 から番号 3 の原案について同意することを決定します。

議　　長　　それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第８回総会を閉会致します。

令和３年第８回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

１　　番

７　　番